

児童虐待問題に関する一考察 (3)

——虐待親の基本的特徴——

高 玉 和 子

A Study of Child Abuse (3)

——Characteristics of Abusive Parents——

Kazuko TAKATAMA

1. はじめに

本稿では、児童虐待問題における子どもの養育者である親について述べてみたい。一般的に昔から、子どもをいじめる物語の代表として、「シンデレラ」や「白雪姫」などがあげられるが、それらの話の主人公は、継母にいじめられる子どもである。それでは果して、このように継母による虐待が多いのであろうか。実際には、虐待を行なう親、つまり虐待親は父親である場合もあり、母親である場合もあるが、父親と母親の両方である場合も少なからずある。また、親子関係からみると、実父母、継父母もしくは養父母というように、血がつながっている親とつながっていない親の場合もある。さらに、実父と継母、実母と継父という組み合わせや、その他にも内縁関係、同棲関係の者による虐待の例も挙げられている。親の一方が子どもを虐待していることを全く知らないということはほとんどの場合有りえず、片方の親が虐待していることを知りながら、見て見ぬふりをして黙認している親、あるいは、被害が自分に及ばないようにするため、子どもを虐待親からかばうことをしない親、もっとひどい例になると、家族内の歪んだ力動関係を維持していくためや、愛情をつなぎとめるために消極的に、もしくは積極的に加担、協力する親も中には出てくる。そこで、このような虐待を行う親の性差、年齢、および性格の特徴について考察する。

2. 虐待親の人間像とその背景

わが国において、虐待者（虐待親）の特徴を詳しくまとめているのは池田由子である。池田は、いくつかの論文で「虐待をする親の特徴」を箇条書き的に列挙してい

る。それは自分の精神医学的実践経験から導き出されたもので、性格的特徴としては具体的である。ひとつひとつの間には系統的な関連性はあまりみられないが、次にそれをあげておきたい¹⁾。1. 虐待をしている自覚が全くない（問題意識をもっていない）、2. 衝動的、3. 人格構造が未成熟、4. 現実吟味能力が低い、5. 自分の問題に洞察を欠く、6. 劣等感が強い、7. 社会的に孤立、8. 警戒的、9. 猜疑的、10. 情緒的に不安定、11. 依存傾向が強い、12. 精神病（特に分裂病）、13. 神経症的性格、あるいは一過性の心因反応状態。以上の13点からなる特徴は、まず人格的あるいは精神的な問題を抱えた人物としての虐待親像が浮び上がってくる。そして、これらは成人した後、結婚、出産、育児を経験していくなかで観察されたものであり、それ以前の生活史、生育歴における問題点は指摘されていない。このことに触れている文献としては、レンボイツが「幼児期における完全な母性体験 mothering をうばわれている」²⁾点を、ヘルファーが「両親が子供時代に受けた教育が貧弱であり、自分自身虐待をしばしば受けている」点を、重視している見解がある。あるいは、アンダーソン（Anderson）やキャバリン（Cavallin）は長年の飲酒によるアルコール中毒が虐待的性格を形成するとみている。以上からわかるように、虐待親の特徴は短期間のうちに形成されたものではなく、長い時間を経てパーソナリティが形成される過程で、さまざまな経験を通じて出来上がったものである。従って、そこには個人差があり、男性と女性との間の性差という違いもみられる。生活史の上から虐待親について、滝内大三はアメリカの虐待母親の特徴を次のようにまとめている⁴⁾。

家族の社会的性格や対人関係の特徴として、母親が結婚生活に不満をもっている。結婚前に妊娠している。知りあって結婚するまでの期間が6カ月以下である。被虐待児童が非嫡出子である。夫婦の間に育児に関する対話の場がない。母親が自己の両親や親戚とめったに会わない。友達もなく、育児から解放される時間をもたない。住環境が悪い。母親は子供時代に不幸であった。たとえば、両親や兄弟と折り合いが悪かった。両親から虐待されて育った。学業成績も低かった。

主として、親自身の幼児期体験が虐待原因につながっている点、次に成長過程における家族関係が良好でなかった点、更に自分自身が虐待をうけた点などが重要であるとみられている。しかも、これらは人格形成の過程で、その人に心理的影響を深く、長く与えているため、容易には解決されない問題であり、「とくに親から虐待されて育った子供は幼児期に基本的な信頼関係を失っている者が多く、表面的には甘えや依存的な態度を示すが、心の深層では他人に対する警戒と不信の念を抱きやすい」⁹¹といわれる、人格の全体に及ぼすような影響を与えることになる。また、滝内の指摘には、後天的な生活経験としての問題点がとりあげられているだけではなく、時には「虐待する親の知能が低く、精神病歴を持っていたり、脳波にも異常が認められる」⁹²のような、先天的原因による虐待の性格形成にも触れている。このように、先天的ならびに後天的原因が様ざまに交錯しながら虐待をひきおこす性格が形成されるわけであるが、最も重要な点は、彼らが「十分な愛を受けて養育され、しつけられなかった子供たち」⁹³であり、また「子供時代に適切なマザリングを受けたことがない」ことである。このことは同時に、被虐待児にとって母親の存在がいかに重要であるかということを示している。このように、親が暴力をふるうという行為は、その根源をさぐっていくと、親自身の生育歴にたどりつくことがわかる。そのことを西川は「子供の時に家庭的に問題があった」⁹⁴と言い、山崎は「親の虐待はそのまま子供の暴力学習に結びつくので、結果的には子供の攻撃性は自己または他者に向けられやすい」⁹⁵と言いかえている。

3. 虐待親の性差による特徴

次に、虐待親の特徴を父親と母親に分けて考えてみたい。イギリスでは児童虐待防止運動がさかんになったきっかけは、マリア・コーウェルという少女が継父によってむごい殺され方をし、社会的な注目を浴びたことから始まった。それは、やがて1975年の「児童法」(Children Act)の改正に拡大し、やがて「児童虐待」というテ-

マは社会福祉ばかりでなく、医学、法律学、社会学、教育学の分野でもとりあげられるようになった。このように、イギリスでは父親による虐待が最初のきっかけとなったが、アメリカではケンプの「被虐待児症候群」が発表された時、注目された虐待親の多くは母親であった。あるいは、性的虐待の場合は、多くは父親によることが報告され、年齢の低い乳幼児の身体的虐待の多くは母親によることが報告されている。従って、虐待の種類と虐待親の性差、年齢差などは必ずしも一定したパターンがあるわけではないが、ここではその特徴を傾向としてとらえておきたい。

(1) 虐待する父親

D. リン (David B. Lynn) によると、「両親ともそろった家族における児童虐待事件では、およそ三分の二が父親もしくは代理父親がその虐待を犯している」¹⁰⁰という。つまり、夫婦そろった家庭における虐待の多くはアメリカの場合、父親ないし代理父親によってひきおこされていることになる。また、リンによれば、その父親の虐待は母親に比べて残酷な点も特徴的で、「父親は最もひどい傷害を加えている」と指摘される。リンの紹介するそうした父親にみられる性格の特徴から、「父親をわが子の虐待に駆り立てる基底動機」をあげてみよう¹⁰¹。

1. 虐待する親は極端に利己主義者で、社会的に孤立して生活していることも見い出している。彼らは自分の子育て法はほかの人とまったく同じであると思っていた。彼はくり返し、同じしつけ方法を用いていた。彼らが最も頻繁に用いた方法はベルトか棒で打つことであった(ディスプロによる)。
2. 虐待する親は、自分の遠い過去から由来し、かつ子どもに対する恐れか、自分の失敗に対する失望を含んだ、子どもについての特殊で、著しく個人主義的な空想をもっていた。父親か、母親の一方は極めて支配的であり、他方は著しく服従的であった。そして、子どもに敵意を抱いていた(テルによる)。
3. 虐待する親は、子どもの年齢よりもはるかに成熟した行為を子どもに要求する。すなわち、子どもに対して良くありたいという健康な欲望、乳幼児に親の人生の空しさを満たして、親の自尊心を支えるように応じて欲しいという深層に隠れた欲望、自分は正しいのだという信念に支えられて、乳幼児に正しい反応を求める過酷で権威主義的な要求(ステイールによる)。

このように父親が自分の子供に虐待を犯すには、親自身の価値観や生活習慣、あるいは児童観といったものが、

すでにかなり明確で強固な信念となって持たれていることがわかる。ただ、何となく漠然と虐待するというようなことは、感情的で一時的な「殴打」や「おしおき」を別にすれば普通は考えにくい。しかし、虐待親の特徴を考える場合、このような性格の偏りや倫理的厳格さだけを指摘すればよいのであろうか。池田はそこに精神医学的な特徴を加えている。次に、池田の紹介する特徴をあげてみよう¹²⁾。

1. すぐ行動に移すタイプで、抑うつ的、劣等感が強い。ヒステリー的、強迫的、猜疑的である（ステールとボラックによる）。
2. 家庭内にストレス状況があり、体罰が適切なしつけの手段であると信じ込んでいる。そしてわが子に対し、不正確な知覚、認知のしかたをしている。その結果、子どもに対し、親の要求する反応をしないと怒り、暴力をふるう。打ったり、いじめたりする反応が親の唯一のコミュニケーションの手段となる（ブレックによる）。
3. 社会階層がどんなであっても、両親に精神病理的な問題がある限り、再犯率は高い（キャッツによる）。
4. 精神病の親については、病識がないため判断力が失われていたり、完全に状態が改善されないまま退院して、育児、家事の責任をとらされる（エーデルソンによる）。

池田はこの他にもB. グラメット、H. ストナー、De. フランシスといった研究者の意見を紹介しているが、そこに示されている特徴は父親ばかりでなく、母親にも適用されるものであり、しかも精神疾患と虐待がきわめて近い関係にあることを説明している。この点を更に強調しているA. フランクリン (A. W. Franklin) によれば、虐待する親の1. 精神医学的症状の重症度は、その子どもの、自分の家の非恒常性の知覚に最も高く相関している、2. 精神医学的症状と発達遅滞は傷害をうけた年齢と相関していない、3. 神経症的徴候と子どもの頭蓋骨への傷害とは相関しており、結果的に虐待児グループに知的障害がみられる¹³⁾。

(2) 虐待する母親

次に虐待する母親の特徴についてまとめてみよう。前述のケンブばかりでなく、母親の存在を重視する意見は多い。例えば、西川は「不幸にも、子供を傷つけるという危機に会う機会が多いのは、なんと言っても両親のうちでは母親である。家にいる大人なら誰でも児童虐待者になり得るが、一般に母親は一日のうちほとんどを子供と一緒に過ごすことが多いので、結局、彼女のストレスを高め、爆発させ、その標的になってしまうので、母親

が子供に暴力をふるってしまうことが多い」¹⁴⁾と説明している。ここで西川は、虐待理由をわかりやすく述べているが、父親よりも母親のほうが日常、児童と接する機会が多いから虐待の頻度も高くなることに強調点がおかれている。また、ストレスの高まることが虐待を引き起こしやすくするという説明もみられるが、これは精神医学的には更に深く検討される必要がある。その点について、ケンブによれば次のように考えられている¹⁵⁾。

ストレスに対する極端な応答として、彼らの態度をみることはより有益であり、しばしばそうした両親自身が虐待を受けた児童期を耐えてきたという、個人的には被害者でもあることが指摘されている。虐待親についての主な間違った概念の一つに、彼らは常に不利な立場にいる、という考えがある。貧しい両親は住居がなく、過密な暮らしをし、改善の見込みのない人びととして負い目を負っているといった、より外的なストレスを受けているかも知れない。しかし、重要な内的ストレスは裕福な者にも、貧乏な者にも同様に顕著なものとなっている。

ケンブがストレスの高まりはやがて虐待につながっていくという場合、そのストレスは、「貧しい両親」とか「過密な暮らし」といった、経済的貧困によってもたらされるものよりは、そうした貧富には関わりなく、虐待親がどのような「児童期を耐えてきた」とかという生活経験のなかでの幼児期体験を重視している。このように、ストレス要因は、虐待が直接引き起こされる前後の事情から考えられる心理的要因を指摘することにとまらず、親の生育歴にまでさかのぼることが大切である、と考えられた。そうした背景があってはじめて「親がストレス状況にあると、子供はその不満を解消するターゲットとなる」¹⁶⁾のである。ケンブと同じ指摘をしているわが国の研究者としては新田康郎等がいる。その指摘は「通常、分裂気質、ヒステリー、強迫衝動的な性格異常など、社会的に不適合な素因があり、自分自身不幸な子供時代を経験したものが多い」¹⁷⁾という結論で、特に母親に多くみられ、しかも精神的な問題を抱えている場合の特徴として、次のようなものがあるという。

特異な性格異常者で、表面的には正常な知識階級に属し、一般社会に適応しているようにみえるが、感情的、精神的には未熟で、虐待行為に自分自身は気付かず、自分は子供を愛していると信じているもので、母親が多く、とくにこのグループを虐待親症候群と名付け、対策困難なグループとして注目している。

いずれも「性格異常」という診断をくだし、人格的な未成熟さを指摘している。それに対し、心理的側面ばかりでなく、社会的な側面にも注目すべきだという意見がある。ストレスは、生活環境の変化を中心とした社会的な原因によっても起るのであり、またそうしたストレスは、今日ますます増大していると考えられる。福島章は、「かつて、家族の規模は大きく、出産や育児は当の母親の課題であるとともに、家族全体が協同して対処すべき仕事であった」¹⁸⁾ところが、核家族化が進み、「若い母親は育児をほとんど自力だけで処理していかなければならない状況」が生まれた。そこで第1子は何とか育てることができて、第2、第3子と育児負担が増えていくと、夫婦関係が順調であったとしても、母親にかかる心理的負担と精神的孤立感は、深まることになる。その結果、福島によると「大家族の解体による空白を埋めるべき公共的福祉機関の充実や、地域社会の統合ははまだ道遠しという現状」¹⁹⁾があるため、「不幸なカタストロフを防ぐ機制はどこにも求めえない」結論が導き出されるという。居住環境や家族規模や公的福祉サービスの立ち遅れが、ストレス要因をより深いものにしていくと考えられる。このことは、わが国の虐待事例を検討していく時に、第2子以下に被虐待児が多いという事実の理由となっていることがわかるが、福島は、「日本のケースを検討すると、たしかに異常性格、精神薄弱、アルコール中毒など個人的資質が問題となる親も多いが、環境的には大都会の過密地区の民間木造アパートやスプロール現象によって生じた新興住宅地などが圧倒的に多く、また母親はホステス、女工、女店員、父親は無職、肉体労働者、やくざなどの社会階層の人が多い」²⁰⁾という。

4. 虐待親の年齢および性格特徴

次に、わが国の虐待親の特徴について、昭和48年²¹⁾と58年²²⁾の全国調査を検討してみたい。

まず第一に、虐待親の年齢をみると、昭和48年の厚生省調査の場合、虐待では30歳代がもっとも多く、76.9%となっており、ついで20歳代が11.5%、40歳代が7.7%と続いている。次に、遺棄では20歳代がもっとも多く37.4%、ついで30歳代が23.0%である。虐待と遺棄をあわせて、もっとも多いのは20歳代で33.3%、ついで30歳代の31.5%となり、その間にはあまり開きはない。それが昭和58年の児童虐待調査研究会の調査によると、もっとも多いのは30歳代の47.5%、ついで40歳代の26.7%、20歳代の12.8%となっている。従って、この10年間に、虐待親の年齢層は20歳代を中心とした比較的若い層から30歳～40歳代という、比較的年齢の高い層へと移ってい

ることがわかる。このことは、川崎市内の児童相談所の取り扱いケースの分析²³⁾で、総数33件のうちもっとも多いのが30歳代の15件、ついで20歳代の10件、40歳代の7件と続く結果からも同じ傾向が示され、また、高橋・中による調査²⁴⁾でも30歳代が43.0%、ついで20歳代が29.8%、40歳代が18.2%の順が示されていることから指摘することができる。

次に、これまで検討してきた虐待親の性格特徴について考えてみたい。昭和48年の調査には、この項目がなかったため内容はわからないが、昭和58年の調査では、身体的暴行をはたらいた親の性格で、もっとも多いのは「乱暴」が49.1%、ついで「衝動的」が43.5%、「感情的」が42.7%の順になっている。保護の怠慢・拒否の場合は、「行動がだらしない」がもっとも多くて64.1%、ついで「社会のルールに無関心」が47.2%、「情緒的に未熟」が43.4%の順になっている。性的虐待の場合は言うまでもなく、「性的にだらしない」が61.7%ときわめて高く、他は「乱暴」の44.7%が続いている。最後に心理的虐待でもっとも多いのは「こだわる」が50.0%となっており、ついで「孤立している」が42.1%、「感情的」が39.4%となっている。以上虐待別に親の性格を比較してみると、性格的な偏りと、心理的なアンバランス、あるいは社会的規範からの逸脱といった点がめだっている。こうした点について、データは少ないがより具体的な特徴を示しているのが、西岡²⁵⁾と石井²⁶⁾、そしてイギリスのNSPCCによる報告²⁷⁾である。

最初に、神奈川県下の児相の取り扱いケースをまとめた石井によると、次の様な虐待者像が示される。

母親の加害者像。虚栄心が強く、ヒステリックであったり、生活にルーズで、生むつもりのない子どもを生んでしまって愛着や養育する責任感を持たない。又は子どもとの間に夫をめぐる三角関係の嫉妬の感情を持ったりするのが目に付いた。

父親の加害者像。酒を飲むと乱暴する酒乱型や、しつけのいきすぎによる事例が目についた。「この程度は普通だ」と考えている場合が多い。

次に川崎市内の児相の取り扱いケースをまとめた西岡によると、次のようになる。

女の場合。人格的に未成熟、非常識、短気で衝動的、はで好み、自己中心的、金や男性関係にルーズ、薬物中毒、精神病、低い知能、時として子供の教育について不安感が強い。

男の場合。働くのが嫌い、あきっぱく短気で、喧嘩早い。ため職場を転々としている。かけ事好き、酒好き、女性関係にルーズ、また、内向的、神経質、見栄っ張り、気が小さい、自己中心的、がめつい一方、金にルーズ、時として知能が低い。

石井と西岡のまとめた虐待親像は、特徴的な点を取りあげてまとめているため、全てのケースがこのような傾向を持っているわけではないと思うが、それぞれについて共通している点は、前述の昭和58年の児童虐待調査研究会による調査結果と大体同じである。

最後にイギリスのNSPCCの場合、78ケースを分析した結果、パーソナリティの共通する人びとを二つの主要なグループに分けているが、その特徴は次のようにまとめられている²⁹⁾。

1. 習慣として攻撃的な人びと（サンプル男性25人、女性10人）。サンプルの47%は顕著な攻撃タイプで、反社会的。彼らの多くは犯罪歴をもち、家庭の平静さを壊すべく、激しく爆発させる性向があった。彼らは関連機関と葛藤状態にはいる条件が備っており、個人的関係は全て粗々しいものであった。
2. 児童養育関係を維持できない、パーソナリティの貧困な人びと。
 - a) 依存的なニーズを充足することのできなかつた人びとは、周囲の注目や愛情をいつも追い求め、自分の子供が最初にそういった注目や愛情に対する返答をしなかつたために失望する。
 - b) 危険を伴った安定が周囲の人びとや環境の統制によって保たれているか、あるいはそういった統制に服さない幼児的態度にふりまわされる人びとによって成り立つ、厳格で統制的なグループ。

NSPCCの場合も、基本的にはわが国の虐待親と共通する性格特徴がみられる。一方では通常的生活習慣を維持、継続する上で困難な性格をもち、他方では、とくに児童を養育するための心理的条件の欠如している問題点をもっている。

5. まとめ

これまで述べてきたように、虐待親は成人した後の生活体験を中心に洞察した結果、人格的未成熟さや精神的に問題があることが指摘できる。また、虐待親の生育歴に着目し、幼児期における母性体験や家庭教育によってどのような人格形成がなされるか、その過程をたどっていくことも重要である。虐待親は子ども時代における人

格形成の過程で適切な養育や愛情を与えられずに育った者が多く、決して家庭的に幸福であったとは言いがたい。また、家族との信頼関係が築かれていないため、成人した後も、対人関係につまづきが生じてくることになる。特にそのなかでも、家庭的に問題があったのみならず、虐待親自身も、自分達が子どもの時に虐待を受けていた事実が明らかになり、まさに、児童虐待の悪循環ともいえる養育パターンが繰り返されていることもある。

次に、虐待親の性差に関して述べると、父親による虐待は母親の場合よりも手口が残酷であり、虐待する動機も父親自身の養育観に基づき、かなり厳しいしつけの一環として位置づけられていることが多い。一方、母親による虐待は、近年核家族のため、母親が出産、育児という重要な役割を自力でこなさなくてはならない上、日常子どもと接する時間が長く、虐待の頻度も増すと考えられる。貧富に関わりなく、ストレス度が高いほど、虐待を引き起こしやすい。新田康郎等が、精神的問題をもつ虐待する母親達を「対策困難なグループ」と見ていることからわかるように、人格的に成熟していない親像が浮かび上がってくる。また父親と母親双方に見られる特徴としての精神疾患は、虐待と密接な相関関係にあると考えられるだろう。このような精神的、心理的側面に加え、住環境の不備、家族機能の弱体化や公的福祉サービスの不十分さが、ストレス度を増す要因ともなっている。

以上から、欧米、日本を問わず、虐待親の性格は間接的には社会的、経済的要因に抱束されながらも、直接的には一般的には個人の精神的、生育的要因が大きく作用して形成されているという結論になる。

注)

- 1) 池田由子、「被虐待児症候群」、『現代のエスプリ』、1984年、25頁。
- 2) 新田康郎・臼井朋包、「Battered Child」、『小児科診療』、37巻6号、1974年、161頁。
- 3) 西川祐一、「親の性的暴行」、『小児看護』、6巻6号、1983年、732頁。
- 4) 滝内大三、「子殺し問題の保育学的考察」、『ジュリスト（増刊総合特集）』、16号、228頁。
- 5) 山崎森、『喪失と攻撃』、立花書房、1983年、46頁。
- 6) 滝内大三、前掲書、228頁。
- 7) 西川祐一、「幼児虐待症候群」、『教育と医学』、27巻7号、1979年、22頁。
- 8) 同書、22頁。
- 9) 山崎森、前掲書、46頁。
- 10) D. B. リン、今泉信人他訳、『父親——その役割

- と子どもの発達』, 北大路書房, 昭和56年, 370頁。
- 11) 同書, 371—372頁。
 - 12) 池田由子, 『児童虐待の病理と臨床』, 金剛出版, 1979年, 67—72頁。
 - 13) A.W. フランクリン編, 作田勉訳編, 『母性愛の危機——体罰と虐待』, 日本文化科学社, 1981年, 11—12頁。
 - 14) 西川祐一, 前掲書, 22頁。
 - 15) Ruth S. Kempe and C. Henry Kempe, *Child Abuse*, London, 1978. p. 20.
 - 16) 西川祐一, 前掲書, 23頁。
 - 17) 新田康郎・藤井肇・臼井朋包, 「被虐待児症候群について」, 『日本医事新報』, No. 2569, 1973年, 10頁。
 - 18) 福島章, 「子捨て, 子殺しの社会病理」, 『現代のエスプリ (別冊)』, 1976年, 195頁。
 - 19) 同書, 196頁。
 - 20) 同書, 120頁。
 - 21) 厚生省児童家庭局, 『児童の虐待, 遺棄, 殺害事件に関する調査結果について』, 1974年。
 - 22) 児童虐待調査研究会『児童虐待——昭和58年度・全国児童相談所における家庭内児童虐待調査を中心として』, 昭和60年。
 - 23) 西岡和男, 「小児虐待——児童相談所における症例の検討——」, 『小児保健研究』, 第36巻第4号, 昭和52年。
 - 24) 高橋種昭・中一郎, 「母親の育児態度の歪みに関する研究——児童虐待に関する研究——」, 『日本総合愛育研究所紀要』, 第9集, 1973年。
 - 25) 西岡和男, 前掲書。
 - 26) 石井功一, 「被虐待児についての一考察」, 『福祉研究』, 34号, 1976年。
 - 27) NSPCC, *78 battered children: a retrospective study*, London, September 1969.
 - 28) *Ibid.*, p. 6.